

東員町プレミアム付商品券取扱店募集要項

1.目的

低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という）を発行し、消費税・地方消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2.事業主体

三重県員弁郡東員町

受託者 東員町商工会

三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地 TEL 0594-76-2510

3.事業の名称

東員町プレミアム付商品券事業

4.商品券の使用できる期間

令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 2 月 29 日（土）

5.商品券予定発行額及び額面等

- ・商品券は、総額 87,500 千円を発行予定。
- ・商品券は、17,500 冊（5,000 円分／冊）を発行予定。
- ・商品券は、額面 500 円の券 10 枚で 1 冊。

※お釣りはできません。

6.商品券取扱店の要件と登録方法

・要件

町内に店舗を有するもので、且つ、東員町暴力団排除条例及び東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に誓約できるもの。

・登録方法

別添の「東員町プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、申し込み期限までに東員町商工会へ持参又は郵送で提出すること。

・申込期限

平成 31 年 4 月 26 日（金）※必着

7.商品券取扱事業の負担

負担なし。

8.商品券の販売方法及び販売期間

・販売方法

販売場所 東員町商工会

販売日時 平日の午前 9 時～午後 5 時まで

- ・販売期間

令和元年9月24日（火）～令和2年1月31日（金）

- ・商品券の購入

購入いただける方は、東員町発行の「東員町プレミアム付商品券購入引換券」をお持ちの方のみで、商品券の額面上限25,000円分（販売価格20,000円）です。

また、購入の際は、要綱等に示す身分証明書等の提示が必要です。

なお、本人確認できない場合などは販売をお断りする場合があります。

9.商品券で購入等できないもの

- ・不動産や金融商品。
- ・たばこ。
- ・商品券やプリペイドカードなど、換金性の高いもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条第5項）に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課。

10.商品券の決済

- ・商品券取扱店（事業者）は、消費者から受け取った（回収した）商品券に受付日、事業所名を押印のうえ、東員町商工会が指定した方法で指定の日時までに取り次金融機関に持参すること。

- ・取次金融機関は、別途定める期日に商品券取扱店が指定した口座に振込みにて支払う。

11.商品券使用にあたっての注意事項

- ・不正に入手又は利用等された商品券が使用された場合は、返金となります。
- ・商品券の再発行は行わない。
- ・商品券の使用は取扱店のみに限る。
- ・現金とは引き換えない。
- ・つり銭は支払わない。
- ・発行番号が無いなど偽造された商品券は無効。
- ・盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責を負わない。

連絡先 東員町商工会 東員町大字山田1600番地 TEL 0594-76-2510